

資料



資料

1 今治市介護保険運営協議会名簿

(平成 23 年 4 月～)

区 分	役 職 名	氏 名
学識経験者	今治明德短期大学教授	眞 鍋 誠 子
	今治市老人クラブ連合会長	越 智 俊 也
	今治市連合婦人会長	川 本 登倭子
医療・保健・福祉 関係者	今治市医師会長 今治圏域介護支援専門員連絡協議会長	羽 鳥 重 明
	今治市歯科医師会長	越 智 宣 之
	愛媛県東予地方局健康福祉環境部今治支 局今治保健所保健統括監所長	廣 瀬 浩 美
	波方中央病院院長	臼 谷 直 純
	白石医院院長	白 石 安比古
	今治市社会福祉協議会長	片 上 修二郎
	今治市民生児童委員協議会長	平 田 啓 吾
介護サービス 事業者	ケアマネジャー	白 石 和 美
	今治市老人福祉施設連絡協議会長	池 田 英 雄
	愛媛県老人保健施設協議会事務局長	新 田 勇 人
	ホームヘルパー	本 宮 八代生
	地域密着型サービス事業所施設長	原 文 香
行政関係者	今治市健康福祉部長	青 野 勲

2 今治市介護保険条例（抜粋）

平成 17 年 1 月 16 日

条例第 155 号

（運営協議会）

第 7 条 介護保険及び高齢者の保健福祉に関する施策の円滑かつ適切な実施に資するため、今治市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 8 条 運営協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に提言するものとする。

- （1） 介護保険事業計画、高齢者保健計画及び高齢者福祉計画の策定、見直し及び進捗よく状況に関する事項
- （2） 苦情、問題点の処理等、介護保険事業の円滑な運営に関する事項
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、高齢者の保健福祉に関する事項

（組織）

第 9 条 運営協議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医療・保健・福祉関係者
- （3） 介護サービス事業者
- （4） 行政関係者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第 10 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

3 今治市介護保険運営協議会規則

平成 17 年 1 月 16 日

規則第 127 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、今治市介護保険条例(平成 17 年今治市条例第 155 号)第 10 条の規定に基づき、今治市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第 4 条 会長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、高齢介護課に置く。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。

4 今治市介護保険運営協議会開催の経緯

■ 今治市介護保険運営協議会開催経緯

日時	内容
平成 23 年 7 月 14 日	平成 23 年度第 1 回介護保険運営協議会 ・ 第 5 期介護保険事業計画の概要について ・ 日常生活圏域ニーズ調査について ・ 計画策定のスケジュールについて
平成 23 年 9 月 22 日	平成 23 年度第 2 回介護保険運営協議会 ・ 高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果 ・ 今治市の介護保険事業の現状について
平成 23 年 11 月 10 日	平成 23 年度第 3 回介護保険運営協議会 ・ 第 4 期介護保険事業計画の事業進捗状況について ・ 人口推計、要介護（支援）認定者の推計結果について ・ 平成 24 年度以降の施設整備の方針について ・ 事業計画の骨子、体系図について
平成 23 年 12 月 22 日	平成 23 年度第 4 回介護保険運営協議会 ・ 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について
平成 24 年 1 月 26 日	平成 23 年度第 5 回介護保険運営協議会 ・ 平成 24 年度以降の施設整備方針の変更について ・ 第 5 期計画における総給付費見込み（サービス見込み量）について ・ 第 5 期計画における介護保険料の設定について
平成 24 年 2 月 16 日	平成 23 年度第 6 回介護保険運営協議会 ・ 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案の提示について ・ その他

5 用語解説

■ 福祉サービス（※については、要介護認定で非該当に相当する方のみを対象としたサービス）

在宅介護支援センター	地域の高齢者や家族からの相談に応じ、必要なサービスが受けられるように関係機関との連絡調整を行う機関です
電話による安否確認・福祉電話貸与	ひとり暮らしなどで安否確認の必要な高齢者に対し、定期的に電話をかけて安否確認や健康相談を行います
ふれあいホームヘルプサービス（※）	週1回1時間、ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事援助・指導や日常生活に関する助言などを行います
いきいきデイサービス（※）	週1回程度、デイサービスセンターなどで入浴・昼食・健康チェックなどが受けられます
あんしんお泊まりサービス（※）	家族が冠婚葬祭などの理由で一時的に介護ができない場合に、老人ホームなどに短期入所できます
シルバー生きがい農園事業	生きがいづくりを目的として、市内12ヶ所、一区画あたり約30平方メートルの農地を無料で利用できます
ことぶき大学	生きがいづくりを目的として、60歳以上の高齢者を対象に、月1回程度、外部専門講師を招いて講義を開催します
公衆浴場の割引利用券	65歳以上の高齢者に対して、毎月2回、100円で公衆浴場を利用できる割引券を交付します
あんま・マッサージ利用助成券	70歳以上の高齢者に対して、指定事業所であんま・マッサージを利用する費用の一部（1年間に6回まで）を助成します
老人福祉車購入補助	歩行時に支えを必要とする高齢者に対して、老人福祉車（手押し車・シルバーカー）の購入費を補助します
徘徊高齢者位置情報探索サービス利用費補助	認知症で徘徊の症状がある高齢者を在宅で介護している方に対して、GPSを利用した位置情報探索サービスを導入する際の初期経費を補助します
介護激励金の支給	要介護3以上の高齢者を在宅で常時介護している方に対して、激励金を支給します
介護用品の支給	寝たきり又は重度の認知症高齢者（要介護4、5）などを在宅で常時介護している方に対して、紙おむつなどの介護用品を支給します
配食サービス	食事の調理などが困難なひとり暮らし高齢者などに、食事を届け、安否確認を行います

■ 在宅サービスの内容

訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助などの介護や、調理、洗濯、炊事などの必要な日常生活の世話が受けられます
訪問入浴介護	介護士と看護師が移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行い、身体の清潔保持と心身機能の維持を図ります
訪問看護	主治医の指示により看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、心身機能の維持回復を図ります
訪問リハビリテーション	主治医の指示により理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが通院困難な利用者の家庭を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの介護や生活面での相談やアドバイス、機能訓練及びレクリエーションなどが受けられます
通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や病院などに通い、理学療法士や作業療法士が必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間（連続 30 日まで）一時的に入所しながら、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間（連続 30 日まで）一時的に入所しながら、看護、医学的な管理のもと、介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話が受けられます
福祉用具の貸与	車いすや特殊寝台などの必要な福祉用具をレンタルで利用して、日常生活の自立と介護者の負担軽減を図ります
福祉用具の購入費の支給	腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分などを購入した場合に、購入費（1 年度あたり 10 万円を限度とする）の 9 割が支給されます
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消などの小規模の住宅改修を行った場合、対象工事費（20 万円を限度）の 9 割が支給されます
特定施設入居者生活介護	ケアハウスや有料老人ホームなどに入居して、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練など、日常生活上の支援や介護が受けられます

■ 地域密着型サービスの内容

夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や緊急時の対応などを行うサービスで、定期的な巡回のほか、利用者からの通報による訪問も受けられます
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練など認知症の特性に配慮したサービスが受けられます
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として、登録した利用者の状態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行い、在宅生活の継続を図ります
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症のある要介護者が共同で生活し、家庭的な環境のもとで、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模（定員 29 人以下）の介護専用型の有料老人ホームなどで、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所する小規模（定員 29 人以下）の特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、介護と看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、1 日複数回の定期訪問と随時の対応が受けられます
複合型サービス	要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有したサービスが受けられます

■ 施設サービスの内容

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所する施設で、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理などを行う入所定員が 30 人以上の特別養護老人ホームです
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいたケアが必要な方が在宅復帰をめざして入所する施設で、看護、医学管理下での介護、機能訓練などの必要な医療が受けられます
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の治療を必要とする方が入所する医療機関の病床で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護の世話などが受けられます

■ 地域包括支援センター業務内容

特定健康診査	40 歳から 74 歳までの公的医療保険加入者全員を対象として、全国の市町村で導入された健康診断（一般に「メタボ健診」と言われている）です
市民後見推進事業	成年後見制度利用の需要が増大する中、後見人となる専門職不足という課題に対応するため、市民を含めた後見人を確保できる体制を整備・強化し、活動を推進する事業です
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を支えるサポーターを養成する講座です
キャラバンメイト	地域や職場・学校などで認知症サポーターの育成を行う講師です
生活機能評価 （基本チェックリスト）	介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者を対象とし、25 項目の質問表により生活機能低下の有無を確認し、介護予防の必要性を判定します
地域ケア会議	高齢者福祉サービスの円滑な実施や効果的な介護予防・生活支援の実現など、地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的とし、日常生活圏域を単位として、保健・医療・福祉などの現場職員で構成される会議です
サブセンター	地域包括支援センターの職員を本所だけでなく支所に配置することで、より身近なところで相談などができるようにするところです

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

<第5期(平成 24～26 年度)>

発行年月：平成 24 年 3 月

発 行：今治市

編 集：今治市健康福祉部高齢介護課
〒794-8511

今治市別宮町 1 丁目 4 番地の 1

T E L：0898-36-1526

F A X：0898-34-5077